

保険・年金 フォーカス

ソルベンシーⅡの検討状況 長期保証契約影響度調査の結果公表後の各界の反応など

保険研究部 主任研究員 安井 義浩
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—ソルベンシーⅡの検討状況—これまでの経緯

欧州でも夏季休暇等の関係もあったと思われ、このところソルベンシーⅡの議論に目立ったことは聞こえてこなかったが、今後はいくつかの動きが予定されている。この際に、これまでの経緯と各界の反応をざっとみておくこととする。

1 | 長期保証影響度調査を受けてのEIOPAの修正提案

EIOPA（欧州保険・年金監督機構）による、過去5回の仕組み全般にわたる定量的影響度調査を経て、昨年来、長期契約への影響の緩和策に焦点をあてた長期保証契約影響度調査（Long Term Guarantee Assessment：LTGA）が行なわれ、6月に調査結果とそれに基づくEIOPAの提言が公表された。

調査結果の概要については、[2013.7.23付保険・年金フォーカス](#)¹で紹介しているので、そちらも参照いただきたい。提言のほうでは主な変更点が2つあった。

ひとつは「拡張されたマッチング調整」は複雑すぎるので廃止すること、もうひとつはカウンターシクリカルプレミアム（Counter Cyclical Premium：CCP）をやめて、代わりにボラティリティ・バランサー（Volatility Balancer：VB）なる新しい緩和措置を導入してはどうかというものである。

CCPについては、もともと「負債評価の緩和策」として、責任準備金評価に用いる金利を高めを設定することにより求める水準を低くする機構、という趣旨だったが、リスク量のほうにも「CCPプレミアムリスク」を新設したため、仕組み全体で見ると、場合によってはリスク量のほうがより増大して、かえって厳しい評価になることもあるなど、意図とは逆の試算結果となることがあった。その影響度合は、それぞれの国や保険会社自身にとっても、計算してみないとわからない、即ち予見可能性が低いことが判明した。またそもそも「どんな状況でCCPを用いてよいか」というトリガーが

¹ 荻原邦男「[EU ソルベンシーⅡの動向\(2013/7\)~長期保証契約影響度調査\(LTGA\)の結果レポートを中心に](#)」

それぞれの国の監督官庁に任されるなど、不透明であるとの認識にも至ったようだ。

一方、その代わりとして新たに提案されているVBにおいては、その2つの欠点を修正する試みとして、まず発動基準を、より明確に定めることにより恣意性を排除し、各国独自の判断が働かないようにしている。また、金利を高め設定した「計算上の負債減少分」を別途自己資本とみなす仕組みにより、リスク量までもが変動しないようにして、予見可能性を高めている。

それと並行して、E I O P Aからはガバナンスや監督のあり方の検討（いわゆる第二の柱）および当局への報告、ディスクロージャーへの対応（第三の柱）に関するガイドラインが3月に公表されているところであり、技術的な検討（これが第一の柱）を進めながらも、その確定を待たずに、むしろ第二・第三の柱のほうを一部先行させようという動きになっているところである。

2 | 監督官庁、保険業界の反応

こうした動きに対する各監督官庁や業界などの反応はどうなっているのかということである。

E I O P Aの提言を受けた欧州委員会は、L T G Aを踏まえた技術的な内容については上記の変更も含め、まずは肯定的に捉えているようだ。欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の3者が議論するとはいうものの、技術的な側面は極度に専門的なので、最終案に向けては引き続き議論しながらも、オムニバスⅡ²の議決に向けたスケジュールのほうに最大の関心があるようだ。保険業界はすでに相当の対応費用・労力をかけて規制強化への準備をしてきていることもあり、スケジュールに関しては「できる限り早く実施してほしい」との声を受けているようである。

なお、現行のソルベンシー規制は2013年12月で失効するので、前回（2012年5月。ソルベンシーⅡの発効時期を2014年1月に延長）行なったように、期限の延長がなされると思われる。

各国監督官庁のコメントがでているところを拾ってみる。

ドイツでは、金融監督庁（BaFin）が、「手法の大部分は効果的」と評価しつつ、「現行規定からソルベンシーⅡへの移行措置の期間（7年）が短すぎる。契約の長期性を踏まえて最低20年は必要」といったコメントを発表している。

英国では、監督庁（Prudential Regulation Authority : P R A）高官が業界向けのスピーチ（2013.7.9）において、「伝統的なマッチング調整（を適宜修正したもの）が、英国の監督・保険会社双方にとって重要である。」旨述べている。逆にCCPについてはもともと否定的なこともあり、今般、事実上撤回されたことは歓迎しているようだ。発動時期については、「2014年1月という当初予定は明らかに現実的ではない」としながら、「2015年末までに検討は終わることを希望する」との意向を述べている。

（いずれにせよ、現行の規定は2013年末をもって効力を失うこともあり、もはやソルベンシーⅡの確定を待たずに、独自の健全性規制を導入しようという各国監督サイドの要人の発言もあり、こうした動きについては具体的に判明次第、今後報告していきたいと考えている。）

² 移行措置なども含むソルベンシー指令を修正するための指令。

詳しくは2012.9.10付保険・年金フォーカス 荻原邦男「[生保会社の健全性規制の動向（2）-EUソルベンシーⅡ-](#)」参照

業界団体の反応としては、欧州保険協会(Insurance Europe)が網羅的で詳細なコメントを、7月に出している。要約すれば「いくつかの項目につき進歩がみられたことは評価する」が、「ボラティリティやプロシクリシティへの対応がまだ不十分」という見解であり、時期については「できる限り早い最終案を望む」としている。

VBに関しては、「CCPと比べて予見可能性が向上したことは大きな改善」としながらも、「自己資本のみの調整であり、仕組全体との整合性に問題があるのではないか。」「限定的な効果しかない(発動基準に満たない通常時はスプレッドの20%)緩和策」といった点で、さらなる検討が必要であるとしている。もちろん、EIOPA自身も検討が必要なことは認識しており、今後大きな修正も予想される。

「拡張されたマッチング調整」を廃止することに関しては、「最終案に向けたやむをえない妥協だが、会社によっては資産や負債の特徴をよく表していて効果的なケースもある。」としている。これは英国やスペインでは、マッチング調整が比較的有効に機能するとみられていることから、国別にもさまざまな意見があることの反映と見方もある。

「伝統的なマッチング調整」に関しては、信用リスクの大きい資産の取り扱いにつき、意見を表明している。現在案での調整は、格付が BBB 以上の債券などにしか適用できないとされていることに対し、「仮に格付が下げられ BBB に近づいたようなケースでは、マッチング調整を守るためにその資産は売られやすくなるが、これでは当初の意図(本来必要ない売却の抑制)に反する」といったことである。

その他に、「将来の金利の推定(補外)方法」「健全性回復のための期間(リカバリー期間)」「現行規定からの経過措置」に関してもそれぞれ意見を表明しているが、省略する。(重要でないということではないが。)

コンサルティング会社などからは、特に今回はじめて提案されたVBについて、「これまでに作ってきた仕組とは異質な調整であり、あらためて定量的影響の調査が必要」という意見も出ている。また各国のおかれた状況も様々であり、「最終的には全員が納得するようなものにはなりえないのではないか」といった不安も見受けられる。

2—今後のスケジュールなど

さて長期保証契約影響度調査の結果を受け、こうした意見がある中で、オムニバスⅡの決議に向けた検討は、9月から再び動き始めている。

まず欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の3者による協議はすでに7月から始まっており、7月10日、9月10日の2回の会合がすでに開催されている(はずである)。第3回は10月10日が予定されている。これらの議論の経過については今のところ公表されていないが、当然長期契約の取扱い、特にVBについての議論が中心となることが予想されており、いずれ当レポートなどでも報告する機会もあると考えている。

また、これまで何度か延期されてきたオムニバスⅡの決議が2014年3月11日に決まったとのスケジュールが、9月初旬に公表されている。(正確な日付は二転三転しているようだが、おおよそこの時期と思われる。)

新しい指令の発効は2016年以降と予想されるが、議論の動向により、議決そのものの日程のさら

なる遅延も含め、状況はなお流動的なようである。

また、先に述べた第二・第三の柱については、最終的なガイドラインが今秋に提示され、2014年1月から適用される予定が示されている。やり方の具体的な部分が決まらないうちに、何をどう規定して実効性があるものにしようとしているのか、興味あるところではある。

今後さまざまな動きがでてくるものと想定されるので、引き続き情報の収集に努めていく。